CCSBT-EC/1210/11

Total Allowable Catch and its Allocation
総漁獲可能量及びその配分

Purpose
目的

To provide relevant background information to support the Extended Commission's deliberations on the Total Allowable Catch (TAC), Research Mortality Allowance for 2013, and allocation of the TAC from 2013.
総漁獲可能量（TAC）、2013 年の調査死亡枠、2013 年以降の TAC の配分に関する拡大委員会の議論に資するため、関連する背景的情報を提供する。

(1) Total Allowable Catch (TAC)
総漁獲可能量（TAC）

CCSBT 18 adopted the "Resolution on the Adoption of a Management Procedure" (see **Attachment A**) and within that resolution, also specified the TAC for 2012, 2013, and the process for setting the TAC for 2014. The ESC considered whether or not the low 2012 scientific aerial survey index triggered exceptional circumstances according to the meta-rules process. The ESC agreed that exceptional circumstances had not been triggered this year. Consistent with the MP, the ESC recommended, based on the review of indicators, the 2011 stock assessment, MP inputs and the preliminary outcomes of the close kin analysis, that there is no need to revise the Commission's 2011 TAC decision. So from a scientific perspective, the TAC for these years should not require further consideration at CCSBT 19.
CCSBT18 は、「管理方式の採択に関する決議」（別紙 A 参照）を採択し、そして当該決議において、2012 年及び 2013 年の TAC 並びに 2014 年の TAC 設定のためのプロセスを規定している。ESC は、メタルールプロセスに基づき、2012 年の低水準の科学航空調査指数が、例外的な状況を招いている要因となっているかどうかについて検討した。ESC は、本年は例外的な状況が引き起こされていないことに合意した。MP と整合的な形で、ESC は、指標のレビュー、2011 年の資源評価、MP 入力、及び近縁遺伝子分析の予備的結果に基づき、委員会が 2011 年に決定した TAC を修正する必要はないと勧告した。したがって、科学的な観点からは、CCSBT19 において、これらの年の TAC について更に検討する必要はない。

Unless the Extended Commission decides to change its decision from CCSBT 18, the TAC for 2013 will be an increase of 500 t from the 2012 TAC to become 10,949 t.
拡大委員会が CCSBT18 の決定を変更する旨の決定を行わない限り、2013 年の TAC は、2012 年の TAC から 500 トンが増加し、10,949 トンとなる。

(2) Research Mortality Allowance
調査死亡枠

The following requests for Research Mortality Allowance for 2013 were endorsed by the Extended Scientific Committee at its meeting in August 2012:
2013 年における調査死亡枠に関する以下の要請が、拡大科学委員会の 2012 年 8 月の会合によって支持されている。

- 1.0t for trolling survey in the 2012/2013 season by Japan; and
  2012/2013 漁期において日本が実施するひき縄調査用に 1 トン

- 5.0t for continued deployment of electronic (acoustic, archival and pop-up satellite) tags by Australia.
  電子（音響、アーカイバル及びポップアップ衛星）タグの継続的な装着用に 5 トン

The Extended Commission needs to decide whether to approve these requests.
拡大委員会は、これらの要請を承認するかどうか決定する必要がある。

(3) Allocation of the TAC
TAC の配分

CCSBT 18 adopted the “Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch” (see **Attachment B**). Assuming that there is no change to the previously agreed TAC for 2013, the allocation of the TAC for 2013 in accordance with this Resolution is as specified below:
CCSBT18 は、「全世界の総漁獲可能量に配分に関する決議」（別紙 B 参照）を採択した。2013 年の TAC についての従前の合意に変更がないとすれば、この決議に基づく 2013 年 TAC の配分は、下記のとおり。

	Assuming that South Africa accedes to the Convention in time to receive an additional allocation for 2013 南アフリカが、2013 年の追加的配分を受けるための期間内に条約の加盟手続きをした場合	Assuming that South Africa does not accede to the Convention in time to receive an additional allocation for 2013[1] 南アフリカが、2013 年の追加的配分を受けるための期間内に条約の加盟手続きをしなかった場合[1]
Japan	2,689	2,703
Australia	4,698	4,713
New Zealand	830	833
Korea	945	948
Taiwan	945	948
Indonesia	707	709
Philippines	45	45
South Africa	80	40
European Union	10	10

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

[1] These figures apportion the additional 40 t (from South Africa) to Members according to their nominal catch percentage levels in accordance with the Resolution on Allocation of the Global Total Allowable Catch.
この数値は、全世界の総漁獲可能量に関する決議に基づき、（南アフリカからの）追加 40 トンを、ノミナル漁獲比率でメンバーに振り分けたもの。

別紙 **A**

管理方式の採択に関する決議

(2011 年 10 月 10-13 日 第 18 回年次会合において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に*駆られ*、

現在の資源状況、及び特に産卵親魚資源量が初期資源量の 3%ないし 7%の状態にあると助言する拡大科学委員会による最新の資源評価を*考慮し*、

2035 年までに、産卵親魚資源を初期資源の 20%とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで回復させることを*決意し*、

2011 年 7 月の拡大科学委員会会合において同委員会が開発した統合的な管理方式を*考慮し*、

2009 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択したみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を*想起し*、

2011 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議に*加え*、

自国の漁獲レベルが国別配分に従うことを確保するための、及び拡大委員会によって採択された同決議を履行するための必要な手段を実施する各メンバー及び協力的非加盟国の義務を*認識し*、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 拡大委員会は、2011 年拡大科学委員会年次会合において同委員会が開発した管理方式(MP)(バリ方式)を第 15 回拡大科学委員会報告書別紙 10 において記載されるメタルール・プロセスとともに採択する。

2. SBT の産卵親魚資源量を暫定的な再建目標まで確実に増加させるべく、MP は全世界の総漁獲可能量(TAC)を設定するための指針として利用されるものとする。

3. 拡大委員会は、別途管理方式に組み込まれていない情報に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、MP の結果に基づき TAC を設定するものとする。

4. MP は、2012 年以降の TAC 設定の指針として利用されるものとする。

5. MP は、2012 年から 2014 年までの TAC を勧告する（すなわち、ラグはない）が、その後は、MP による TAC の算出と当該 TAC の実施の間に 1 年間のラグを設ける（すなわち、2015 年から 2017 年までの TAC は、2013 年に算出される）。

6. MP のパラメーターは、次のとおりとする。

   (i) 2035 年までに、初期産卵親魚資源量の 20%とする暫定的な再建目標のリファレンス・ポイントまで資源を回復させる。

   (ii) MP は、暫定的な再建目標の達成確率が 70%となるようチューニングされる。

   (iii) 最小増加又は減少 TAC 変更幅を 100 トンとする。

   (iv) 最大増加又は減少 TAC 変更幅を 3000 トンとする。

   (v) TAC は、第 7 パラグラフを適用することを条件として、3 年間を対象として設定される。

   (vi) 各 3 年間におけるTACの国別配分量は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議[1]に基づき、振り分けられる。

7. 最初の 3 年間の TAC 設定期間（2012 年から 2014 年まで）に関しては、次のとおりとする。

   (i) 2012 年の TAC は、10,449 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1000 トンの増加である。

   (ii) 2013 年の TAC は、10,949 トンとする。これは、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンから 1500 トンの増加である。

   (iii) 2014 年の TAC は、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449 トン又は 2013 年に実施する資源評価に基づく 2015 年から 2017 年までを対象とした MP 計算結果（どちらか少ない方）となる。かかる増加は、2010 年－2011 年の TAC である 9,449 トンに基づくものとする。

---

[1] 2011 年の拡大委員会年次会合において採択。

別紙 **B**

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議

(2011 年 10 月 10-13 日　第 18 回年次会合において採択)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に*駆られ*、

第 16 回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を*想起し*、

2006 年の拡大委員会年次会合において同委員会が採択した決定を*想起し*、

2011 年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に*加え*、

管理方式は、2012 年以降の総漁獲可能量の設定の基礎となることに*留意し*、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟国に配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を*考慮し*、

2011 年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを*想起し*、

同会合において合意された原則の一つが、日本の TAC 国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することであることに*留意し*、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3（a）に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式（MP）[1]に基づき設定される総漁獲可能量（TAC）は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。

---

[1]2011 年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に基づき合意された管理方式。

2. この決議は、全てのメンバーの配分量が、それぞれの名目漁獲量の水準に戻るまで適用されるものとし、MP に基づく最初の 3 年間の TAC 設定期間（すなわち、2012 年から 2014 年まで）から適用する。

3. この決議において別に定めがある場合を除き、TAC は、メンバー及び協力的非加盟国に対して、以下のとおり配分されるものとする。

4. いかなる TAC の増加も、それがメンバーに振り分けられる前に、第 10 パラグラフにおいて規定される総絶対量が協力的非加盟国に配分され、かつ、オーストラリアとニュージーランドが実施した自主的削減量（それぞれ 255 トン及び 45 トン）が、2012 年の TAC 期間以降、回復される。

5. TAC の変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。

6. TAC の増加があった場合には、2009 年に合意され、かつこの決議の付属書において規定される名目比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。名目漁獲量の水準に到達したメンバーに関しては、他の全てのメンバーがそれぞれの名目漁獲量の水準に達するまで、当該水準が維持されるものとする。

7. TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの名目比率の水準に整合的な形で削減される。

8. 協力的非加盟国に対しては、協力的非加盟国の地位に関する年次レビューに応じて、定量の TAC が与えられるものとする。

9. 新規メンバー及び協力的非加盟国の参加に伴い、TAC の配分量は変更され得る。新規メンバー又は協力的非加盟国の参加に伴い、名目漁獲量の水準が変更されることはないが、名目比率の水準は変更され得る。

10.　2012 年、2013 年及び 2014 年におけるメンバー及び協力的非加盟国への TAC 配分量は、以下のとおりとする。

	2012 年	**2013 年**	**2014 年**
TAC	10, 449 t	10, 949 t	12, 449 t[2]
メンバー			
日本	2, 519t	2, 689t	3, 366t[3]
オーストラリア	4, 528t	4, 698t	5, 147t
ニュージーランド	800t	830t	909t
大韓民国	911t	945t	1036t
漁業主体台湾	911t	945t	1036t
インドネシア	685t	707t	750t
協力的非加盟国			
フィリピン	45t	45t	45t
南アフリカ[4]	40t	80t	150t
欧州連合	10t	10t	10t

[2] 2011 年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議第 7 パラグラフ（iii）における合意のとおり、2014 年の TAC は、遵守委員会による評価に基づき拡大委員会が別の決定を行わない限り、12,449 トン又は 2013 年に実施する資源評価に基づく 2015 年から 2017 年までを対象とした MP の結果（どちらか少ない方）となる。

[3] 2011 年の拡大委員会特別会合において、同委員会は、日本の TAC 国別配分量を名目比率に戻すためのプロセスを策定することに合意している。日本の名目漁獲量の水準への回復を開始するべく、TAC が 12,449 トンに増加すること及び CCSBT20（2013 年）の遵守レビューを条件として、日本は、2014 年の同国向けの国別配分量に関して、増加量のうちの 10%分の割増を受けるものとする。

[4] 2013 年及び 2014 年における南アフリカの配分量の増加は、同国のみなみまぐろの保存のための条約への加盟を条件とする。南アフリカが同条約に加盟しなかった場合には、全ての増加分が名目漁獲量比率の水準に基づきメンバーに振り分けられる。

付属書

メンバーの名目漁獲量及び比率の水準

メンバー	名目漁獲量の水準（トン）	名目比率の水準
日本	5,665	36.9%
オーストラリア	5,665	36.9%
大韓民国	1,140	7.4%
漁業主体台湾	1,140	7.4%
ニュージーランド	1,000	6.5%
インドネシア	750	4.9%